

上市町地域防災計画 概要版



上市町

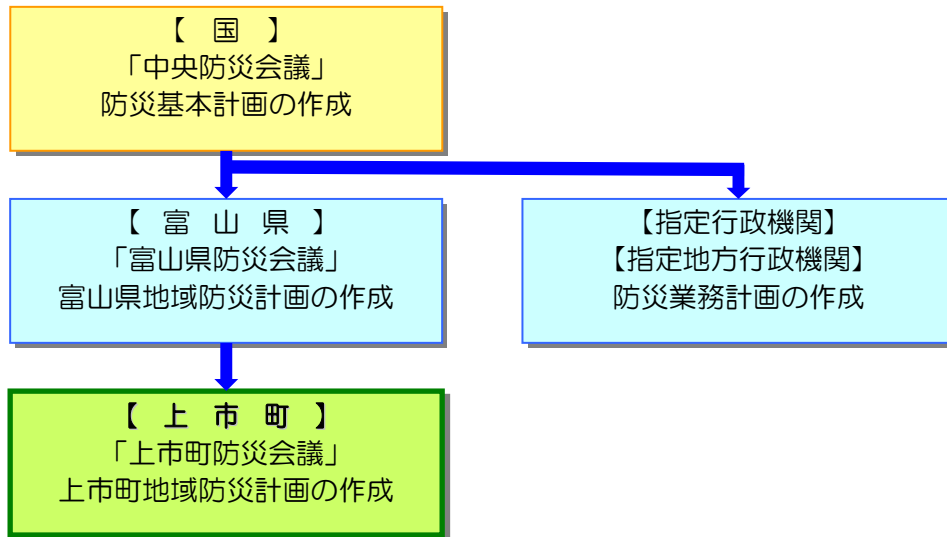
目 次

計画の基本的考え方	1
1. 上市町地域防災計画とは	1
2. 地域防災計画改訂の趣旨	1
3. 上市町地域防災計画の構成	1
第 1 編 総則	2
1. 防災の基本方針及び計画の効果的な推進	2
2. 災害の記録	2
第 2 編 震災対策編	3
1. 震災予防計画	3
2. 震災応急対策計画	4
3. 震災復旧計画	8
第 3 編 風水害等対策編	9
1. 災害予防計画	9
2. 災害応急対策計画	9
3. 災害復旧計画	9
第 4 編 雪害・事故災害対策編	10
1. 雪害対策計画	10
2. 林野火災等対策計画	10
3. 危険物等災害対策計画	10

計画の基本的考え方

1. 上市町地域防災計画とは

上市町地域防災計画は、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、災害対策基本法第 42 条に基づき上市町防災会議が定める計画で、県の地域防災計画及び国の防災基本計画と一体をなし、相互が有機的に作用することにより防災対策が効果的に推進されるものです。



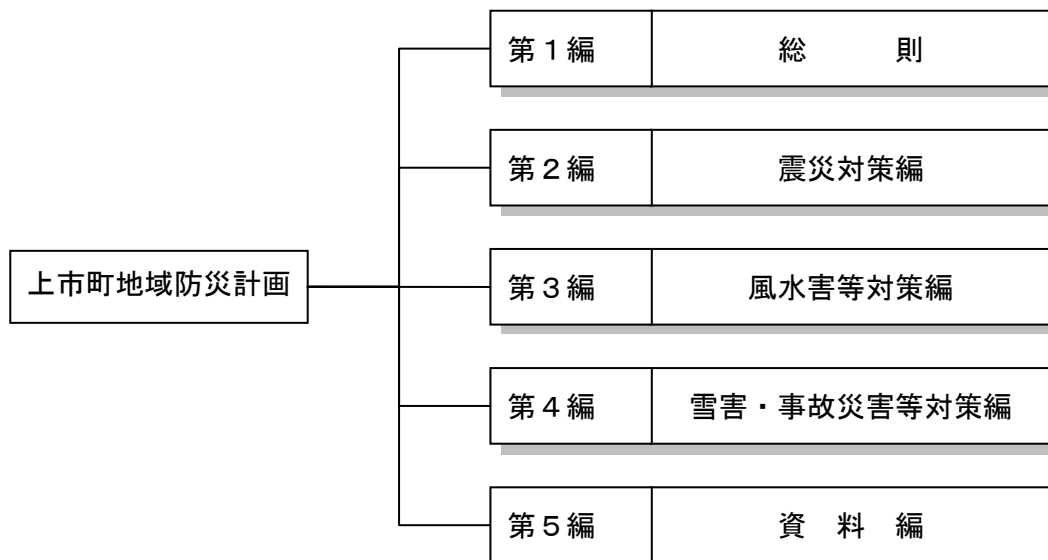
2. 地域防災計画改訂の趣旨

上市町は、安全で快適に暮らせる町を目指して、災害に強い都市構造の構築、地すべり・がけ崩れや水害の防止対策、災害時に対応するための体制整備等の諸施策を推進しています。

しかし、平成 16 年の新潟県中越地震や、平成 19 年の石川県能登半島地震等の大地震に加え、停滞前線及び相次ぐ台風上陸による風水害等、大規模な被害をもたらす自然災害が各地で発生し、様々な災害対応と避難活動等の課題が浮き彫りとなりました。これらの課題に対応するため、上市町地域防災計画の総合的な改訂を行いました。

3. 上市町地域防災計画の構成

上市町地域防災計画の構成は、次のようになっています。



第1編 総則

1. 防災の基本方針及び計画の効果的な推進

○防災の各段階における基本方針

(1) 計画的な災害予防対策

- ① 都市基盤の安全性の強化
- ② 防災活動体制、救援・救護体制の整備（関係機関やボランティア等との連携強化）
- ③ 防災行動力の向上（防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化）
- ④ 施設設備等の安全性の確保

(2) 迅速で円滑な災害応急対策

- ① 情報の迅速・的確な伝達（避難準備情報・避難勧告・避難指示等）
- ② 初動体制の確立（非常配備体制、広域応援要請）
- ③ 迅速な医療救護活動（住民、自主防災組織、事業所、消防機関の協力、緊急消防援助隊の要請）
- ④ 交通規制・輸送対策、飲料水・食料・生活必需品の供給、防疫・衛生対策等
- ⑤ 速やかなライフライン（電力・ガス・上下水道・通信）、公共施設の応急復旧、応急教育、応急金融対策等
- ⑥ 事故災害時の速やかな初動体制の確立

(3) 速やかな災害復旧対策

- ① 被災者生活再建支援金制度の活用等
- ② 激甚災害の指定の促進等



【上市町の地形】

2. 災害の記録

○地震の記録

災害年月日	災害状況と規模
安政 5. 4. 9 (1858)	富山・岐阜県境にある有峰・白木峰の跡津川断層が震源とされている「安政の大震災」と言われるM7.1の大地震が起こった。

○風水害の記録

災害年月日	被災項目	被害状況と規模
昭和27. 7. 1 (1952)	大雨	寒冷前線通過による大洪水で、白萩においては273mmに達する。
昭和38. 1. 15～下旬(1963)	豪雪	最深積雪量200cm 交通機関・通信網大混乱
昭和44. 8. 7～11 (1969)	大雨	集中豪雨。11日の千石での1日の総雨量341mm、上市川、白岩川、郷川、栃津川などすべて大氾濫を起こし、山・田の流出、人家崩壊、交通途絶等被害甚大。被害総額は36億円に達する。
昭和55. 4. 19～20 (1980)	強風	低気圧による強風。富山鉄道富山ー上市間11時間不通。
昭和56年 (1981)	豪雪	最深積雪 東種260cm、役場前165cm
昭和62. 9. 17～19 (1987)	大雨	台風13号の影響で、17日の昼頃から19日の午前中にかけて強い雨が断続的に降る。総雨量132mm
昭和63. 6. 2～4 (1988)	大雨	台風2号。総雨量195mm
平成7. 7. 15～22 (1995)	大雨・落雷	梅雨前線による大雨。柿沢新では落雷で小鳥小屋約13㎡を焼失
平成7. 11. 7～8 (1995)	強風	寒冷前線による強風で本町をはじめ魚津市、黒部市、滑川市、富山市など9市町村でリンゴ（ふじ）63.9tが落下
平成10. 8. 6 (1998)	大雨	上市川上流の肉蔵谷で増水。
平成16. 9. 7～8 平成16. 10. 20～21 (2004)	強風	台風18号(9月)、23号(10月)により、負傷者、倒木、公共施設等被害大。

第2編 震災対策編

1. 震災予防計画

(1) 都市の防災化

地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れの災害や、地震に伴い生じる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進します。

- 建築物等の耐震化・不燃化の推進



(2) 都市基盤の安全性の強化

震災の軽減防止のために、都市基盤の安全性強化に努めます。

- 公共土木施設等・ライフライン施設の耐震性・安全性の強化
- ごみ・がれき等の一時保管場所の選定、避難所等の仮設（簡易）トイレの確保等

(3) 組織体制の整備

町の災害対応体制をいち早く立ち上げるために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備えます。

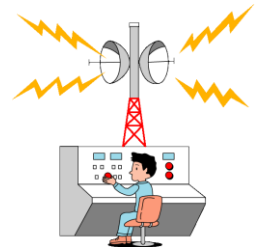
- 災害対策本部体制の充実
 - 初動マニュアルの整備、初動体制の習熟、本部設備等の整備
- 消防体制の整備
 - 消防活動実施体制等の整備、火災予防の充実強化（住宅の火災警報器の設置促進）



(4) 防災活動体制の整備

災害の未然防止及び被害の軽減等のために必要な施設の整備、資機材及び要員等の充実強化等、防災活動体制の整備に努めます。

- 救急救助用資機材の整備
- 地震情報を瞬時に伝達するシステムへの対応
 - 全国瞬時警報システム（J-ALERT）への対応体制の確保
- 相互応援体制の整備
- 積雪時の震災対策



(5) 救援・救護体制の整備

人命の安全確保を最優先におき、消防体制の整備、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、防災ボランティア活動の支援等の救援・救護体制の整備を推進します。

- 飲料水、食料及び生活必需品等の確保
 - 備蓄、調達先との協定、輸送手段の確保
- 孤立集落の予防
 - 通信連絡体制の整備、ヘリコプターによる救助体制の整備等

(6) 防災行動力の向上

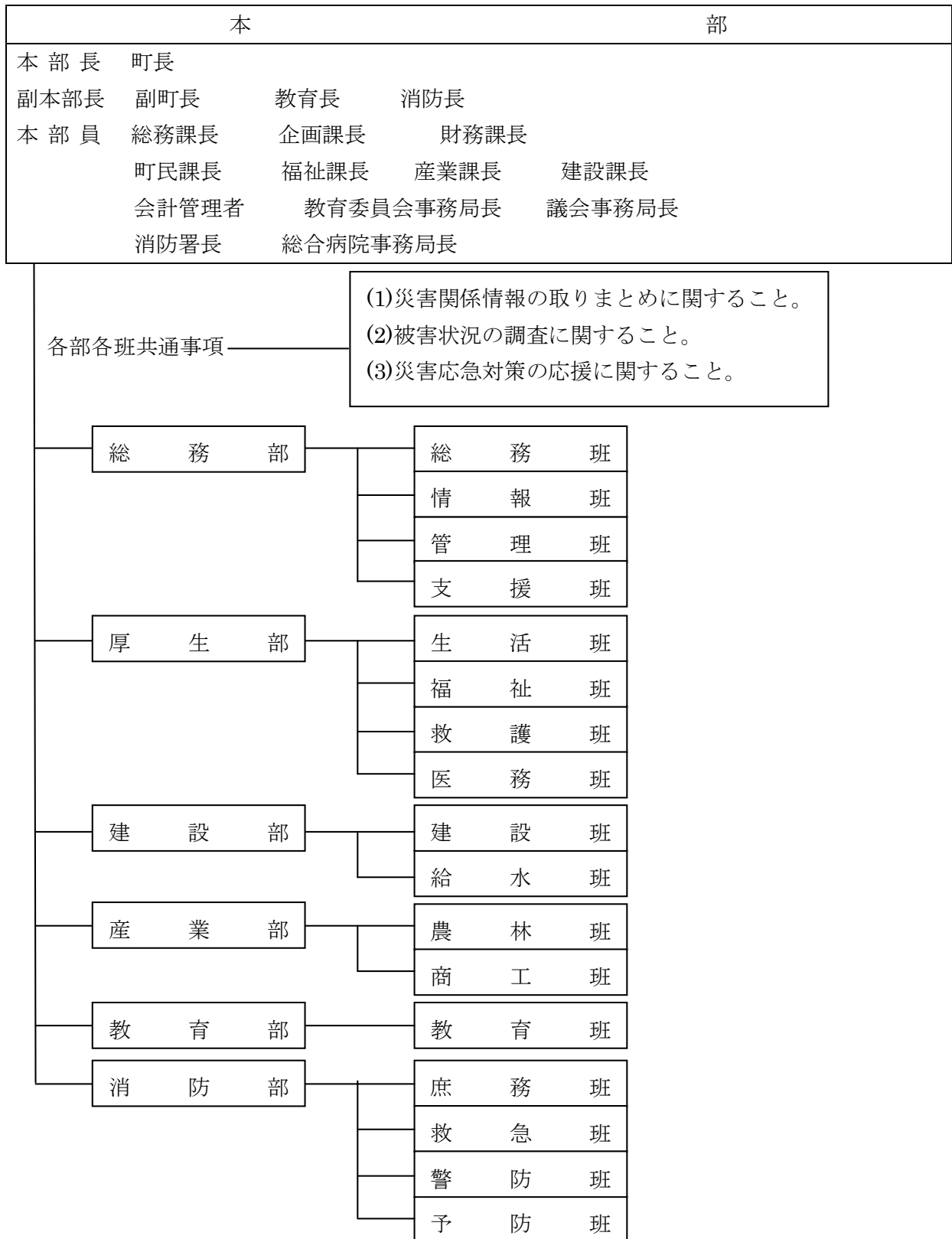
防災意識の高揚、住民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保を通じて、防災行動力の向上に努めます。

- 自主防災組織等の強化
- 防災知識の普及・啓発
 - 住民に対する防災知識の普及・啓発の内容充実、災害時要援護者への配慮等

2. 震災応急対策計画

(1) 応急活動体制の整備

○災害対策本部の組織

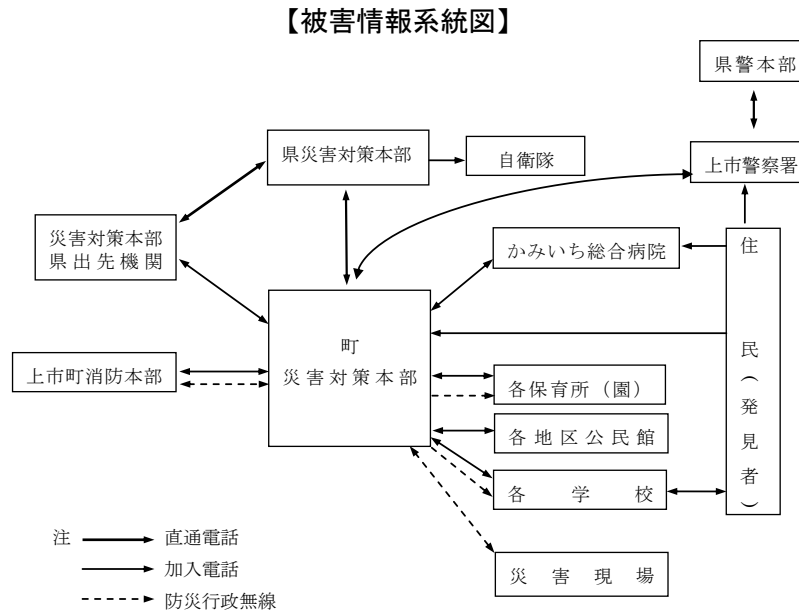


(2) 動員配備

震災の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について定めます。

(3) 情報の収集・伝達

町は、地震情報、被害情報、応急措置の情報を一元化し、迅速な指揮命令体制を確立し、適時適切に情報を提供します。



(4) 災害救助法の適用

大規模な災害が発生し、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、町長が県知事に対し、災害救助法の適用要請を行います。

(5) 広域応援要請

地震の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、県内他市町村との相互応援協定等に基づく広域応援要請を迅速、的確に行います。

(6) 自衛隊の災害派遣要請

災害の発生に際し人命又は財産の保護のために必要がある場合、自衛隊法第 83 条に基づき、自衛隊の派遣を県知事に対し要請し、迅速、的確な救助活動の実施を図ります。

(7) 救助・救急活動

消防、警察、自衛隊等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行います。



(8) 医療救護活動

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護を行います。

○後方医療体制

必要に応じて、県に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣の要請

*DMAT＝災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略称。
災害時の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チーム。

(9) 消防活動

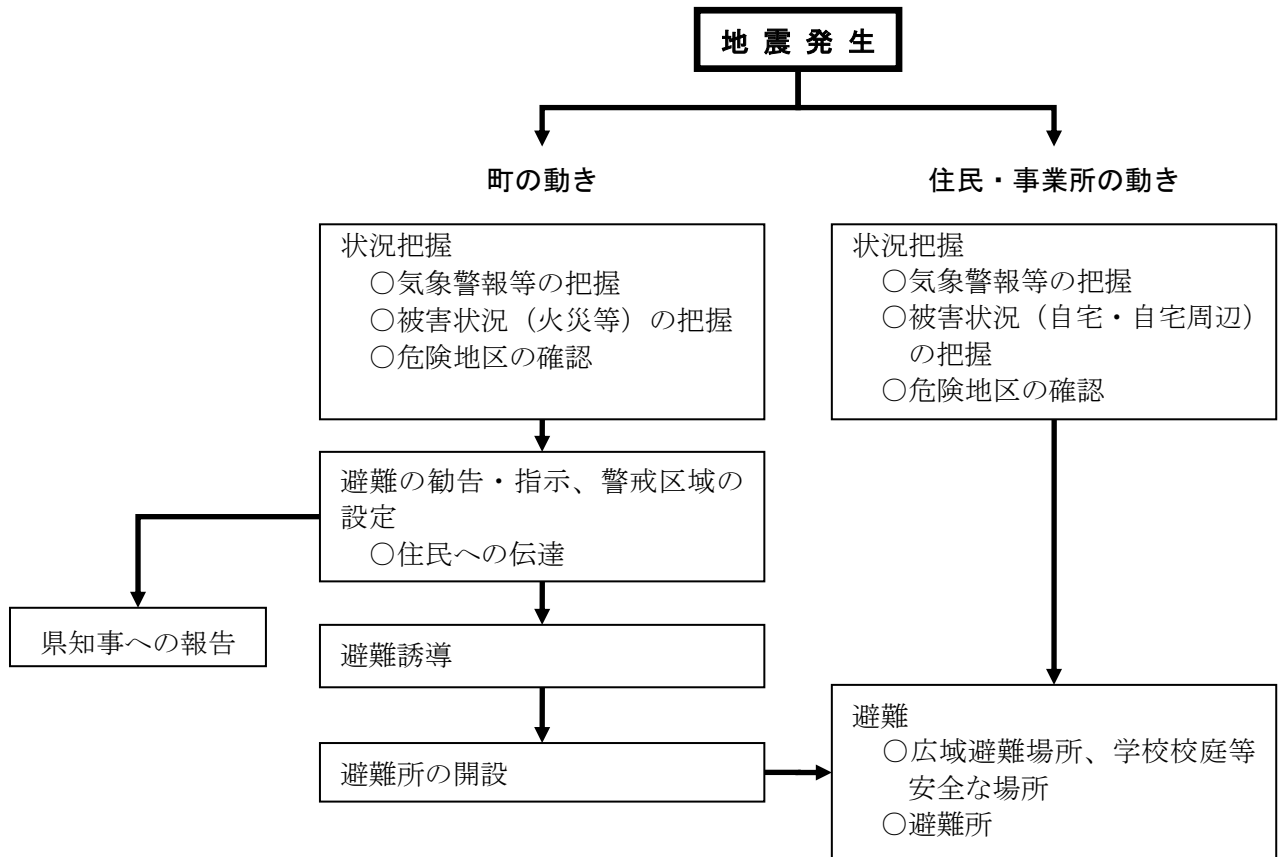
町は、住民、自主防災組織、事業所等と共に火災防止と初期消火を実施するとともに、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火、水防、人命救助活動等に取り組みます。

(10) 水防活動

地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から非常体制への切替を確実に迅速に行い、水防活動に万全を期するため、非常配備の体制をとります。

(11) 避難活動

○避難の流れ



(12) 災害時要援護者の安全確保

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者は、地震発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多いため、その状況を十分考慮し、地震応急対策を講じます。

(13) 交通規制・輸送対策

震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、町は関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達する等輸送力の確保に努めます。

(14) 飲料水・食料・生活必需品等の供給

町は、被災者に対し、確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給します。

(15) 廃棄物処理・防疫・衛生対策

町は、廃棄物処理のため、各処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努めます。

(16) 社会秩序の維持

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想されることから、町は警察と連携し、災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持に努めます。



(17) 遺体の捜索、処理、埋葬

震災による死亡者が発生した時は、町は警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の捜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図ります。

(18) 危険物等の防災対策

地震により、危険物施設や高圧ガス製造施設等が被害を受け、又は危険物や高圧ガスの流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、各事業所において、防災体制を直ちに発動し、関係機関の相互の緊密な連携のもとに、適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努めます。町は、事業所からの協力要請があった場合は、積極的な協力体制をとります。

(19) 二次災害の防止

余震等による建築物等倒壊、水害及び土砂災害、危険物等による二次災害を防止するための活動を行うとともに、住民への注意や呼びかけが必要な事項については広報活動を行います。

(20) ライフライン施設の応急復旧対策

震災時における上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設等の迅速かつ効果的な応急対策や危険防止のための活動は、各事業者の活動計画によります。町は、これらの事業者と相互に連携を保ち、事業者からの要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力します。

(21) 公共施設の応急復旧対策

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要な役割を担っており、こうした施設が地震により損壊した場合は、救急救助、緊急輸送活動等に重大な支障をきたすこととなります。また、医療施設、教育施設等の公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされます。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急復旧措置を講じます。



(22) 応急住宅対策

震災によって家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努めます。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施します。

(23) 教育・労働力の確保対策

震災時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、小中学校における応急対策を行うとともに、災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保します。

(24) 農林業対策

震災による農林業施設等の被害を最小限にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施します。

(25) 義援金品の受付、配分

大規模な災害が発生した場合には、町は日本赤十字社富山県支部、上市町社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受け入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努めます。

3. 震災復旧計画

(1) 民生安定のための緊急対策

災害により被害を受けた住民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図ります。

■被災者生活再建支援金の支給

被害者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支給します。

- ①対象となる災害（暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合）

ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
 イ. 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 ウ. 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

- ②制度の対象となる被災世帯

ア. 住宅が全壊した世帯
 イ. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 エ. 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③支援金の支給額

支給額＝「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」

「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となります。

なお、支援金の額は複数(2人以上)世帯で300万円、単数(1人)世帯で225万円を超えない範囲で定めた額とします。

住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (前述の②のアに該当するもの)	解体 (前述の②のイに該当するもの)	長期避難 (前述の②のウに該当するもの)	大規模半壊 (前述の②のエに該当するもの)
複数(2人以上)世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	150万円	75万円	37万5千円

※同一の自然災害により上記の2以上に該当する場合は、各号の最も高い額とします。

(2) 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めます。

(3) 公共土木施設等の災害復旧

災害により被災した公共施設等の災害復旧は、応急措置を講じ、災害の再発防止のための事業計画を速やかに確立し、迅速に実施します。

第3編 風水害等対策編

風水害等対策編の中で、第2編震災対策編と同様の内容については、震災対策編を準用することとしています。

1. 災害予防計画

○水害の予防

水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として、浸水予想区域図や避難場所等を記載した洪水ハザードマップの作成及び配布公表等

2. 災害応急対策計画

○避難の準備・勧告・指示及び誘導

町長は、災害時要援護者等特に避難行動に時間を要する住民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、「避難勧告」の発令には至らないが、今後、現状の気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があると判断される場合に、「避難準備情報」を発令することとします（新潟・福島豪雨、福井豪雨等の教訓から）。

【避難勧告等の判断基準】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難情報)	要援護者等特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

事態の切迫性

3. 災害復旧計画

震災対策編を準用することとしています。

第4編 雪害・事故災害対策編

1. 雪害対策計画

富山県は全国有数の豪雪地帯であり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯です。このため、豪雪等に伴う交通障害等による集落の孤立、なだれ災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを推進します。

- 自主防災組織の強化
- 防災知識の普及
- 地域ぐるみの除排雪活動の推進
除排雪活動における自主的なコミュニティ活動の育成



2. 林野火災等対策計画

火災の発生を未然に防止し、又は一旦火災が発生した場合、特に本町面積の7割を占める林野における火災やフェーン現象等による大火危険気象下における被害を最小限にとどめるため、火災予防対策、応急対策の徹底を推進します。

3. 危険物等災害対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めます。

上市町 総務課

住 所：〒930-0393 上市町法音寺1番地
T E L：076-472-1111
F A X：076-472-1115
電子メール：info@town.kamiichi.lg.jp
